

令和8年度藤枝市中小企業等省エネ設備導入支援補助金(概要)

交付申請

1 受付期間

交付申請：令和8年7月1日（水）～令和9年3月5日（金）

※提出書類に不備がある場合は受付できません。

※予算額に達した日に受付を終了します。受付した補助申請額の合計が予算額を超える場合は、その日に受付した交付申請の中から、抽選により受付順を決定します。

2 対象者

補助対象者は、次の（１）～（３）のすべてに該当する方です。

（１）次の①～③のいずれかの補助金の交付を本年度受ける方

①一般社団法人静岡県環境資源協会（以下「SERA」という。）が定める静岡県中小企業等カーボンニュートラル促進事業費補助金（省エネ設備導入支援）（以下「県省エネ設備導入支援補助金」という。）

②静岡県が定める静岡県中小企業等カーボンニュートラル促進事業費補助金（再エネ設備導入支援）（以下「県再エネ設備導入支援補助金」という。）

③公益財団法人静岡県産業振興財団（以下「財団」という。）が定める中小企業GX経営推進事業費補助金（以下「GX補助金」という。）

（２）（１）の補助金の対象となる事業を市内の事業所において実施すること

（３）納付すべき市区町村税を滞納していない方

3 補助対象経費

①県省エネ設備導入支援補助金

補助事業における設備の購入又は借受、設計及び工事に要する経費から県省エネ設備導入支援補助金の補助金額を差し引いた額

②県再エネ設備導入支援補助金

補助事業における設備の購入、設置に要する経費から県再エネ設備導入支援補助金の補助金額を差し引いた額

③GX補助金

補助事業における設計費、設備費、工事費、技術コンサルタント料、システム経費、認証費用、その他対象事業実施に必要と認める経費からGX補助金の補助金額を差し引いた額

4 補助金額

- ・ 県省エネ設備導入支援補助金における「脱炭素スタート応援枠」
- ・ 県再エネ設備導入支援補助金
⇒補助対象経費の4分の1（1,000円未満切り捨て）1事業者当たりの上限50万円
- ・ 県省エネ設備導入支援補助金における「大規模削減枠」
- ・ GX補助金
⇒補助対象経費の4分の1（1,000円未満切り捨て）1事業者当たりの上限100万円

5 提出書類

①県省エネ設備導入支援補助金

次の（１）～（１８）の書類を提出してください。

- （１） 補助金交付申請書（第１号様式）
- （２） 県省エネ設備導入支援補助金に係る交付決定通知の写し
- （３） 県省エネ設備導入支援補助金に係る応募申請書の写し
- （４） 実施計画書
- （５） 収支予算書
- （６） 企業概要、定款等（ファイナンスリース契約で行う場合は、リース事業者のものも含む）
- （７） 経理状況説明書
- （８） 温室効果ガス排出削減計画書
- （９） 省エネ計算シート
- （１０） 更新前後の設備状況がわかる書類
- （１１） 更新前の設置状況写真及び設置位置図
- （１２） 見積書（原則２者以上の見積書を徴取すること）
- （１３） 法人の場合は、法人登記事項証明書
- （１４） 個人事業主の場合は、住民票の写し
- （１５） 建物登記事項証明書
- （１６） 暴力団排除に関する制約事項（ファイナンスリース契約で行う場合は、リース事業者のものも含む）
- （１７） 市税に滞納がないことの証明書（申請日から３か月以内に発行されたもの）
- （１８） その他市長が必要と認める書類

※（３）～（１６）については、県省エネ設備導入支援補助金に係るSERAへ提出した書類の写しでも可

②県再エネ設備導入支援補助金

次の（１）～（１９）の書類を提出してください。

- （１） 補助金交付申請書（第１号様式）
- （２） 県再エネ設備導入支援補助金に係る交付決定通知の写し
- （３） 県再エネ設備導入支援補助金に係る交付申請書の写し
- （４） 事業計画書
- （５） 事業概要書
- （６） 収支予算書

<次ページへ続く>

- (7) 資金状況調
- (8) 企業概要、定款等
- (9) 経理状況説明書
- (10) 温室効果ガス排出削減計画書
- (11) 発電想定量等の根拠資料
- (12) 導入する設備状況がわかる書類
- (13) 設置位置図及び設置前の状況写真
- (14) 見積書（2者以上の見積書を徴取すること。）
- (15) 法人の場合は、法人登記事項証明書
- (16) 個人事業主の場合は、住民票の写し
- (17) 暴力団排除に関する誓約事項
- (18) 市税に滞納がないことの証明書（申請日から3か月以内に発行されたもの）
- (19) その他市長が必要と認める書類

※（3）～（17）については、県再エネ設備導入支援補助金に係る静岡県へ提出した書類の写しでも可

③GX補助金

次の（1）～（16）の書類を提出してください。

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) GX補助金に係る交付決定通知書の写し
- (3) GX補助金に係る交付申請書の写し
- (4) 事業計画書
- (5) 企業概要、定款等
- (6) 決算書（経理状況説明書）
- (7) 温室効果ガス排出削減計画書
- (8) 見積書（原則2者以上の見積書を徴取すること）
- (9) 法人の場合は、法人登記事項証明書
- (10) 個人事業主の場合は、住民票の写し
- (11) 建物登記事項証明書の事業者等の実在及び基本情報を確認できる書類
- (12) 誓約書
- (13) 賃借の場合は、賃貸借契約書及び所有者からの承諾書
- (14) 導入設備のカタログ該当ページ
- (15) 市税に滞納がないことの証明書（申請日から3か月以内に発行されたもの）
- (16) その他市長が必要と認める書類

※（3）～（14）については、GX補助金に係る財団へ提出した書類の写しでも可

6 留意事項

- ・提出書類の確認が完了次第、交付申請者へ「交付決定通知書」を郵送いたします。なお、提出書類の確認に2週間程度掛かるため、早めの交付申請をお願いいたします。
- ・本補助金は、工事着工後の申請も可能です。ただし、実績報告・請求の提出期限は「補助事業を完了した日（県補助金の交付確定通知を受領した日）から起算して30日を経過した日」ですのでご注意ください。

変更（中止）承認申請 ※必要な方のみ

1 申請が必要な場合

次の（１）～（４）のいずれかの事由により、交付申請の内容を変更又は中止する場合

- （１）補助事業の内容を変更する。（設置予定設備の変更等）
- （２）補助事業を中止する。
- （３）手続きの不備等により、県等の補助金の交付を受けられなくなった。
- （４）実績報告が、市が定めた提出期限に間に合わないことが判明した。

※いずれかへの該当が判明した場合、速やかに変更（中止）承認申請を行ってください。

2 提出書類

次の（１）～（４）の書類をすべて揃えて提出してください。※中止の場合は（１）のみ

- （１）変更（中止）承認申請書（第３号様式）
- （２）変更後の対象設備の内容がわかるもの（県等の補助金に係る計画変更承認書 等）
- （３）変更後の対象経費の内訳がわかるもの（見積書の写し 等）
- （４）その他、変更内容が確認できるもの

実績報告・請求

1 提出期限

実績報告：補助事業を完了した日（県補助金の交付確定通知を受領した日）から起算して３０日
を経過した日又は令和９年４月９日（金）のいずれか早い日

※期限を過ぎた場合、補助金の交付ができません。

※期限を過ぎることが判明した場合、速やかに上記変更（中止）承認申請を行ってください。

2 提出書類

①県省エネ設備導入支援補助金

次の（１）～（１３）の書類を提出してください。

- （１）実績報告書（第５号様式）
- （２）請求書（第７号様式）※
- （３）県省エネ設備導入支援補助金に係る
交付確定通知の写し
- （４）県省エネ設備導入支援補助金に係る
事業実績書の写し
- （５）収支報告書
- （６）更新後の設置状況写真及び設置位置図
- （７）工事についての契約書 又は 発注書・注文請書
- （８）納品書 又は 工事完了届
- （９）検収書
- （１０）請求書及びその請求内訳書
- （１１）振込受領書等支払を証する書類
- （１２）リースの場合は、リースに関する資料
- （１３）その他市長が必要と認める書類

※（４）～（１２）については、県省エネ設備導入支援補助金に係る SERA へ提出した書類の
写しでも可

※（２）請求書について

- ・提出日・日付・文書番号は空欄で
請求書原本をご提出ください。
- ・振込先が確認できる（通帳の写し等）
ものを併せてご提出ください

②県再エネ設備導入支援補助金

次の(1)～(13)の書類を提出してください。

- (1) 実績報告書(第5号様式)
- (2) 請求書(第7号様式)※
- (3) 県再エネ設備導入支援補助金に係る
交付確定通知
- (4) 県再エネ設備導入支援補助金に係る
実績報告書
- (5) 事業実績書
- (6) 事業概要書
- (7) 収支決算書
- (8) 導入後の設置状況写真及び設置位置図
- (9) 工事についての契約書又は発注書・注文請書
- (10) 納品書又は工事完了届
- (11) 検収書
- (12) 振込受領書等支払を証する書類
- (13) その他市長が必要と認める書類

※(4)～(12)については、県再エネ設備導入支援補助金に係る静岡県へ提出した書類の
写しでも可

※(2) 請求書について

- ・提出日・日付・文書番号は空欄で
請求書原本をご提出ください。
- ・振込先が確認できる(通帳の写し等)
ものを併せてご提出ください

③GX補助金

次の(1)～(11)の書類を提出してください。

- (1) 実績報告書(第5号様式)
- (2) 請求書(第7号様式)※
- (3) GX補助金に係る補助金額確定通知書
- (4) GX補助金に係る実績報告書
- (5) 事業実績書
- (6) 工事・導入についての契約書又は発注書・注文請書
- (7) 納品書又は工事完了届
- (8) 検収書
- (9) 請求書及びその請求内訳書
- (10) 振込受領書等支払を証する書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

※(4)～(10)については、GX補助金に係る財団へ提出した書類の写しでも可

※(2) 請求書について

- ・提出日・日付・文書番号は空欄で
請求書原本をご提出ください。
- ・振込先が確認できる(通帳の写し等)
ものを併せてご提出ください

Jークレジットへの登録に対する上乘せ

1 受付期間

上記補助金の交付確定から翌年度末まで

2 対象者

上記補助金を受けた後、その補助事業をJークレジット制度へプロジェクトとして登録した者
ただし、①県省エネ設備導入支援補助金および③GX補助金の交付を受けた者に限る

3 補助対象経費

上記補助金における補助対象経費と同様

4 補助金額

補助対象経費から県補助金及び上記補助金の補助金額を差し引いた額（1,000 円未満切り捨て）
1 プロジェクト当たりの上限 25 万円

5 提出書類

次の（１）～（６）の書類をすべて揃えて提出してください。

- （１）補助金交付申請書兼請求書（第 1 号様式）
- （２）藤枝市中小企業等省エネ設備導入事業費補助金交付確定通知書の写し
- （３）J ークレジット制度プロジェクト登録証の写し
- （４）プロジェクト計画書の写し
- （５）妥当性確認報告書の写し
- （６）その他市長が必要と認める書類

提出先・問合せ先

藤枝市 環境水道部 環境政策課
〒426-0026
藤枝市岡出山二丁目15-25 藤枝市役所南館3階
電話番号：054-643-3183
FAX 番号：054-631-9083
メール：kankyoseisaku@city.fujieda.shizuoka.jp

各種リンク

○静岡県中小企業等カーボンニュートラル促進事業費補助金（省エネ設備導入支援）

【一般社団法人静岡県環境資源協会】

https://www.siz-kankyou.jp/sizhojo_r8.html

○静岡県中小企業等カーボンニュートラル促進事業費補助金（再エネ設備導入支援）【静岡県】

<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/kankyo/energy/1071546.html>

○中小企業GX経営推進事業費補助金【公益財団法人静岡県産業振興財団】

<https://silk-sponge-952.notion.site/333189112c37802e8b38cd1f45ea9784>

○J ークレジット制度

<https://japancredit.go.jp/>